

平成 23 年度
新宿区立新宿スポーツセンター指定管理者の
管理業務に係る事業評価報告書

平成 24 年 9 月

新宿区立生涯学習施設指定管理者評価委員会

I 事業評価の目的

新宿区立新宿スポーツセンター(以下「スポーツセンター」)は、区民のスポーツ活動及びレクリエーション活動を推進し、健康と体力の増進及び区民生活の向上を図るため、設置されました。区では、スポーツセンターの管理運営について、平成18年度から指定管理者制度を導入し、2期目となる平成23年度からは民間の共同事業体である「住友不動産エスフォルタ・不二興産共同事業体」を公募により指定管理者に指定しています。指定管理者の指定期間は平成23～27年度の5年間とし、指定管理者が行う管理運営及び事業の具体的内容は、区と指定管理者が締結する基本協定書や指定管理者から提出される事業計画書で定めています。

スポーツセンターの管理運営に関しては、基本協定書に基づき適正かつ確実なサービスが提供されているか、指定管理者の自己評価等により施設の設置目的に沿って運営し、利用者サービス及び利用率の向上がなされたかを検証するため、毎年度終了後指定管理者の管理運営業務に係る事業評価を実施することとしています。

評価は、公正を期すために第三者の目でチェックを行います。評価結果については、今後の管理運営業務に反映させ、よりよいサービスを提供するために、指定管理者にも通知することとします。

II 評価の概要

評価は、「新宿区立生涯学習施設の指定管理者の管理業務に係わる事業評価に関する要綱」に基づき行いました。

1 評価者

- (1) 名 称 生涯学習施設指定管理者評価委員会
- (2) 委 員
 - 阿部 かおり (公認会計士)
 - 大竹 弘和 (神奈川大学人間科学部教授)
 - 金子 和子 (新宿区スポーツ推進委員会協議会副会長)
 - 熊澤 武 (総合政策部情報政策課長・委員長)
 - 高木 信之 (総務部税務課長)

2 評価スケジュール

- (1) 開催日時 平成24年7月27日(金) 9時00分～10時30分
- (2) 開催場所
 - ①施設視察 新宿スポーツセンター
 - ②評価委員会 新宿スポーツセンター 2階 小会議室

3 評価項目

- (1) 施設の運営に関わること
- (2) 施設建物及び設備の管理に関わること

- (3) 利用者サービスに関わること
- (4) 職員に関わること
- (5) 管理運営経費に関わること

4 評価対象資料

指定管理者から提出された平成 23 年度事業計画書、実績報告書及び自己評価資料をもとに補足資料の行政監査資料の抜粋、評価委員会当日の指定管理者からの事業説明及び質疑応答により、評価を行いました。

5 評価方法

各評価委員が評価項目ごとの個別評価及び総合評価を行い、評価委員の総合評価の平均値により全体評価を決定しました。

全体評価は、下記のとおりとします。

項目の平均値が 3.5 以上	の場合	: 4 (優良)
2.5 以上 3.5 未満	の場合	: 3 (良)
1.5 以上 2.5 未満	の場合	: 2 (妥当)
1.0 以上 1.5 未満	の場合	: 1 (課題あり)

6 総合評価意見

- 指定管理者にとって初年度の事業評価となったが、今回の評価委員の様々な意見や指摘によって改良すべき点に気付いたと思われるので、今後の事業計画・事業運営を改善するための参考としていただきたい。

評価委員による全体評価(集計用)

施設名 : 新宿スポーツセンター

		A	B	C	D	E	合計	平均
個別評価	1 施設の運営に関わること	3	4	3	3	3	16	3.2
	2 施設建物及び設備の管理に関わること	3	4	3	3	3	16	3.2
	3 利用者サービスに関わること	3	3	3	4	4	17	3.4
	4 職員教育に関わること	3	3	3	3	3	15	3.0
	5 管理運営経費に関わること	3	4	3	3	3	16	3.2
総合評価		3	3.5	3	3	3	15.5	3.1
全体評価		3 (良)						

注1 各評価委員の個別評価は、優良が「4」、良が「3」、妥当が「2」、課題ありが「1」となります。

注2 全体評価は、各評価委員による「総合評価」の平均値により次のとおりとします。

- * 総合評価の平均値が 3.5以上 の場合 : 4 優良
- 2.5以上3.5未満 の場合 : 3 良
- 1.5以上2.5未満 の場合 : 2 妥当
- 1.0以上1.5未満 の場合 : 1 課題あり

【評価委員の意見】

- 民間の指定管理者が行う施設らしく、施設内がきれいで、施設の改良もすばらしく合理的に運営されている。
- 利用促進には努力しているが、利用者の満足度測定等が行われず、意見・要望の収集のみとなっている。
- 民間の指定管理者が行う公共の役割・公共の使命とは何か、また施設に来られないスポーツ弱者への対応についてどう考えるかという視点が不足している。
新宿区全体のスポーツをどう考え、どう支援していくのか、地域スポーツの拠点となるためにこの施設は何をしなければならないのかという視点で事業計画を立て、施設に来た方へのサービスについても、民間のノウハウを駆使してしっかりやってほしい。
- 研修計画どおりに研修が実施されていない。研修計画はあるが、実績を証明する事実が乏しい。
- 安全管理について、貸出施設によっては監視員をたたせ、警備業務では、施設の内外を1時間に1回の巡回を実施しているということであるが、若年層の自殺者も多くある中、若者の利用者も多い施設なので、引き続き巡回を実施してほしい。
- 個人・団体の利用のみ視点がたって、地域コミュニティづくりに関して、実績が見えない。
- 収支について事業計画よりもマイナスが多く見受けられるその理由は何か？
震災により4・5月の短縮営業で利用が通常の2/3になってしまったことが要因でその後、利用者が戻ってこなかったことがあげられる。
- 事業評価をするにあたり、事務局の資料づくりの工夫・改善が必要である。

別紙1 新宿スポーツセンターの施設管理状況概要

1 施設概要

名称	新宿区立新宿スポーツセンター	
所在地	東京都新宿区大久保三丁目5番1号	
敷地面積	7,174.256㎡ 東京都の公園施設設置許可を受け、東京都立戸山公園の一部を使用	
延床面積	14,949.82㎡	
構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地上5階・地下1階	
開設年月	昭和59年 10月	
開館時間等	開館時間：午前8時45分～午後10時15分 利用時間：午前9時～午後10時（駐車場の利用時間は開館時間と同じ） ただし、7・8月はプールとトレーニング室は7時から営業	
休館日	毎月第4月曜日、ただし休日に当たるときは、その直後の休日でない日 12月29日から翌年1月3日までの日	
施設内容	5階	洋弓場：382㎡ 6人立 30m 多目的コート：700㎡ 1周70m ジョギングコース：1周160m 幅1.5m
	4階	第二武道場：木床 15m×30m 大体育室選手控席：296席
	3階	大体育室：45m×36m 天井高約13m 小体育室：16m×30m 天井高約9.05m 第一武道場：196畳 15m×30m
	2階	トレーニング室：12m×30m 大会議室：168㎡ 117席 小会議室：108㎡ 84席
	1階	プール：一般用 25m×8コース 水深1.2～1.5m (競泳プール公認) 幼児用 6m×17m 水深0.6～0.7m 幼児体育室：198㎡ 軽食室：80席 事務室：285㎡
	地下1階	駐車場：902㎡(34台)

2 指定管理者

(1) 名称 住友不動産エスフォルタ・不二興産共同事業体

(2) 代表団体 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

住友不動産エスフォルタ株式会社

代表取締役 阿部 政樹

(3) 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

(4) 評価期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 業務の範囲

新宿区立新宿スポーツセンター条例(平成17年新宿区条例第47号。以下「条例」という。)第5条に規定する以下の業務とする。

- ・スポーツセンターの利用に関する業務
- ・スポーツセンターの利用者への助言、指導及び相談に関する業務
- ・スポーツ活動及びレクリエーション活動の普及及び推進に関する業務
- ・条例第19条に規定する団体登録、条例第20条に規定する利用の承認、条例第21

条に規定する利用の不承認及び条例第22条に規定する利用承認の取消し等に関する業務

- ・条例第25条に規定する利用料金の納入、条例第27条に規定する利用料金の減免及び条例第28条に規定する利用料金の返還に関する業務
- ・スポーツセンターの施設、付帯設備その他の設備の維持管理に関する業務
- ・その他スポーツセンターの管理に関し、新宿区が必要と認める業務

3 運営状況(平成23年度)

(1)施設の利用状況

施設名	平成23年度			平成22年度		
	人数	貸切 利用件数	利用率	人数	貸切 利用件数	利用率
大体育室	39,084	9,749	56.3%	94,771	1,046	98.0%
小体育室	32,052	3,845	63.4%	48,715	329	98.8%
第一武道場	12,846	3,491	68.0%	48,995	302	100.0%
第二武道場	31,503	9,010	64.2%	44,613	647	100.0%
洋弓場	3,432	1,933	16.6%	7,527	128	100.0%
多目的コート	974	323	3.5%	2,951	20	100.0%
トレーニング室	57,455	0		71,430		
幼児体育室	9,520	0	0.0%	11,787		
プール	96,767	0	0.0%	127,157	8	100.0%
大会議室	13,025	13,025	64.2%	45,843	837	61.2%
小会議室	8,499	7,539	48.5%	26,875	835	67.9%
健康相談室	0			15,102		
その他	29,391			367,954		
合計	334,548	48,915	38.5%	913,720	4,152	81.4%

※人数は、団体・個人利用の合計

※斜線は団体貸切を行っていないことを示す

※トレーニング室の利用者数にはジョギングコース(無料)を含む

(2) 23年度収支状況

① 収入

項目	金額 (円)
利用料金収入	116,095,170
事業収入	80,686,106
指定管理料等収入	125,809,000
自主事業収入	26,946,714
収入合計	349,536,990

② 支出

項目	金額 (円)
一般管理費	75,794,045
施設・設備維持管理費	180,073,187
運営費	77,543,013
自主事業費	18,272,360
支出合計	351,682,605

新宿区立生涯学習施設の指定管理者の 管理業務に係わる事業評価に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯学習施設の指定管理者が実施した管理業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(評価委員会の設置)

第2条 区長は、指定管理者が行う生涯学習施設に関する評価(以下「評価」という。)を行うため、生涯学習施設指定管理者評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は次の施設の評価を行う。

- (1) 新宿区立新宿スポーツセンター
- (2) 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター
- (3) 新宿区立大久保スポーツプラザ
- (4) 新宿区立公園内運動施設
- (5) 新宿区立生涯学習館

3 委員会は年度ごとに設置し、前項の評価の終了をもって廃止する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員5名をもって組織する。

- (1) 外部有識者 3名
- (2) 内部委員 2名

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日又は任命した日から評価の終了の日までとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、地域文化部長が招集する。

2 委員会は、過半数以上の委員の出席がなければ、委員会を開くことができない。

3 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価)

第6条 委員会は、指定管理者が提出した事業実施報告書その他委員会が必要と認める書類について、別紙評価表により評価するものとする。

2 委員会は、第1項の評価を行う際、必要に応じて、当該指定管理者から聞き取り調査等を行うことができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域文化部生涯学習コミュニティ課が処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成21年6月16日地域文化部長決定)

この要綱は、平成21年6月16日から施行する。